

埼玉県集合住宅宅配ボックス設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、トラック運送業界の人手不足解消の一環として、宅配の再配達削減及び消費者の行動変容促進に向け、アパート、マンション等の集合住宅(以下「集合住宅」という。)の宅配ボックス設置に要する経費の補助を実施する県内市町村(以下「市町村」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者等)

第2条 補助対象事業者は、市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。)とする。

2 間接補助事業者(以下「事業実施主体」という。)は、既に県内に所有又は管理している集合住宅に新たに宅配ボックスを設置する者のうち、市町村の補助を受けて事業を実施する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

(1) 補助事業の実施期間内及び完了後において、次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金の滞納がある法人等

(3) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない補助金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、交付申請時に補助金の不支給措置がとられている者等

(4) その他県が適当でないと認めた者等

(補助対象事業等)

- 第3条 補助対象となる事業は、市町村長が事業実施主体に対して行う集合住宅向け宅配ボックス設置補助に関するもので、交付決定の日が属する年度の2月末日までに完了するものとし、宅配ボックスの要件及び経費は別表1のとおりとする。
- 2 集合住宅向け宅配ボックスの設置に係る国又は他の地方公共団体等が交付する補助金等を受給した、又は受給予定である事業は、除くものとする。

(補助額)

- 第4条 本補助金は、前条に定める集合住宅宅配ボックス設置に要する経費について、市町村長が事業実施主体に補助した場合、当該市町村の補助額の2分の1以内において知事の定める額を補助する。ただし、補助金の上限は集合住宅1棟あたり100千円とする。

補助対象事業者	補助金の上限	補助率
市町村	100千円 (1棟あたり)	市町村補助額の2分の1

- 2 算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付を申請しようとする市町村長は、補助金の交付の申請に当たって、事業実施主体が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

- 第5条 この補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。
- (1) 補助事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 第1号から第3号により付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(申請手続)

- 第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、申請書には次の各

号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業の概要（様式第1—2号）
- (2) 事業経費内訳表（様式第1—3号）
- (3) その他参考となる資料
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は知事が別に定めるものとする。

（交付決定の通知）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（事業内容の変更等の承認申請）

第8条 第7条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた市町村長が、交付決定後に補助事業の内容を変更（中止・廃止）するときは、あらかじめ様式第3号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付決定額の減額のうち不用となる額が20%以内のもの。
- (2) 事業内容を大幅に変更しないもの。

3 知事は、第1項に基づく計画の変更を承認したときは、様式第4号の通知書を交付するものとする。

（状況報告・立入調査）

第9条 事業実施主体は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市町村長を経由して知事に報告しなければならない。

2 知事は、補助事業の状況及び経費の収支等について、関係職員に立入調査をさせることができる。

（実績報告）

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書には知事が別に定める書類を添付しなければならない。

3 市町村長は、事業完了（事業の中止又は廃止の場合も含む）後15日以内又は3月末日のいずれか早い期日までに、前項の実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、様式第6号により行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた市町村長は、様式第7号の請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は精算払によるものとする。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業実施期間中に、市町村長又は事業実施主体が補助金の受給に関し不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第11条の補助金額確定通知又は第12条の請求による補助金の交付を行った後においても、適用があるものとする。

3 規則で定める補助金等の返還、加算金及び延滞金は第1項又は前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(書類の整備・保管)

第15条 市町村長及び事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(取得財産の管理)

第16条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増した財産（以下「取得財産」という。）を適切に管理し、補助事業の完了後も、補助金の支給の目的に従いその効率的運用を図らなければならない。

2 事業実施主体は取得財産について、関係法令等に基づき適切な会計処理を行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 事業実施主体は、取得財産等について、補助事業完了後から5年間又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を経過する日のいず

れか遅い日まで保存しなければならない。

- 2 事業実施主体は、取得又は効用の増加価額が50万円以上の取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下、「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第8号）を、市町村長を経由して知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過したものについてはこの限りではない。
- 3 知事は、前項の規定により承認した取得財産等の処分により事業実施主体が収入を得たときは、事業実施主体に対し、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（補助事業等の公開・成果の発表）

第18条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（事業実施主体、補助事業の内容、補助金額、補助件数等に関する事）を公開または発表させることができるものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項が生じた場合には、その都度、別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

宅配ボックスの要件	次の要件をすべて満たす宅配ボックスを設置するものとする。	
	（１） 県内の集合住宅に設置されていること。	
	（２） 盗難防止のため、容易に移動できないよう設置されていること。 （ワイヤー、アンカー等による固定）	
	（３） 宅配物の正当な受取人が受領できるセキュリティ機能を有していること。（鍵、ダイヤル錠、ＩＣカード等）	
	（４） ３辺の合計が 60 cm 以上の宅配物を保管できる大きさのボックスを 1 つ以上有していること。	
補助対象経費	（５） 購入日時点で新品であり、かつリースではないこと。	
	工事請負費	工事費、物品等の設置費 等
	備品購入費	物品購入費 等 ※取得価額が 10 万円以上のもの
	消耗品費	物品購入費 等 ※取得価額が 10 万円未満のもの

※ 補助対象経費は、市町村長が行う交付決定日以後に、事業実施主体が新たに取り組んだ事業に要した経費とし、交付決定日前に取組があったもの及び支出があったものは含まない。

※ 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。